

2013年3月22日

宮城県知事
村井嘉浩 殿

宮城県当局の「水産復興特区」推進に熟慮ある態度を求める意見書

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 綱島不二雄

私共は、2011年5月10日の村井知事による「水産業復興特区構想」提案以来、宮城県漁業協同組合と話し合いを重ねて来ました。同年7月3日には、石巻市において、「水産業復興特区」シンポジウムを開催し、「特区構想の撤回を求めるアピール」を採択し、その後も話し合いを継続してきています。また、特区構想の一方の主役である合同会社への出資企業とも話し合いを持ち、宮城県水産業の復興・発展の見地から話し合いを続けてまいりました。2011年12月26日に「東日本大震災復興特別区域法」が施行されてからも、宮城水産業の復興・発展のため、事態の推移に注意を向けつつ今日に至っております。

2013年9月の特定区画漁業権免許の更新を前に、時間的余裕がない中で、宮城の水産業の復興・発展のため、私共は以下の点を熟議の上、事態収束に尽力されるよう要請するものです。

記

1. 桃浦カキ生産者合同会社は、既に県漁協の組合員として活動しているのであるから、「特区」を導入せずとも現行法下で、その事業遂行は十分可能である。県は「特区」申請に固執せず、本来の行政庁としての役割である合同会社とそれ以外の漁民、漁協との調整を誠実にすすめること。
2. 海区漁業調整委員会は、行政委員会として、その運用によって水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展を図ることが役割なのであるから、同委員会の意見は極めて重要である。3月25日に開催される宮城海区漁業調整委員会にこの間の詳細な経過を報告し、かつ同委員会の意見を求めること。
3. もし仮に、海区漁業調整委員会を経ずに、「特区」を申請するのであれば、今後5年間で予想される種々の浜の調整案件に対して、その責任主体である県の調整方法を明確に海区漁業調整委員会に示すこと。
4. 2013年1月13日、知事と林芳正農林水産大臣との会談の際、知事に対する「(地

元への説明など) しっかり手順を踏んでもらうことが重要」という大臣の発言は重いものであり、県はこれをふまえて、海区漁業調整委員会・県漁協・関係漁民への説明責任を果たすこと。

5. 2013年2月15日に提出された、県漁協石巻地区支所の「水産特区に関する浜の意見」は十分に尊重すること。

以上

2013年3月22日

宮城海区漁業調整委員会
会長 畠山喜勝 殿

海区漁業調整委員会の「水産復興特区」に関する建議を要請する意見書

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 綱島不二雄

日頃の海区漁業調整委員会の皆様の熱心なご活動に敬意を表します。

報道によれば、去る3月16・17日、県は県漁協石巻地区支所組合員に同地区の漁場区割を示し、意見交換会を実施とのことです。同地区漁民が「特区」に反対して「意見書」を提出していることに対する説明責任を果たすことなく、「特区」を前提とした漁場区割を示すという県当局の一方的とも見える作業ぶりに私共は大きな危惧を感じております。

今回の「特区」構想に対し、海区漁業調整委員会のもつ大きな役割である知事に対する建議機関としての役割を実行することは、宮城県漁業の将来にとって決定的な節目となるものと思われまふ。ここで海区漁業調整委員会が、このような重大な問題になんらの関与しないことは漁業法の根本趣旨に悖るものと考えらるるものです。

「特区」申請が海区漁業調整委員会を通さず申請するとも聞いております。もし、そのようなことがおきれば、当然ながら宮城の特定区画漁業に大きな混乱が生じます。そのとき、海区漁業調整委員会がその本来の機能と役割を果たしたのかが問われることとなると強く懸念いたします。

これまで、県漁協との話し合いを続け、宮城県漁業、漁民の復旧・復興を目指して活動して参りました私共といたしましては、報じられている、知事、県当局の言動に関して海区漁業調整委員会が知事に対して「建議」を發議することは、きわめて重要なことと考え、まことに僭越ではありますが、ここに、3月25日に開催される海区漁業調整委員会が知事に対し、「水産特区」に関する然るべき「建議」の發議を要請するものです。

以上